

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1068号)

平成24年10月29日

横情審答申第1068号

平成24年10月29日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成24年2月29日建違対第1634号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成の手引（平成23年4月版）のうち、表題及び第5編資料集」の  
開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成の手引（平成23年4月版）のうち、表題及び第5編資料集」を特定して開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市における擁壁（建築基準法による工作物として）の高さを測定する場合の規則（条例・取扱基準等も含む）の全ての文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成23年6月22日付で行った「宅地造成の手引（平成23年4月版）のうち、表題及び第5編資料集」（以下「本件申立文書」という。）を特定し、開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求の記載内容では、異議申立人（以下「申立人」という。）が求める行政文書の範囲が判然としなかったため、電話でその内容を確認した。これに対し、申立人から「違反对策課が日常の業務の中で用いている基準（高さの測り方について）を知りたい」と本件請求の内容を補正する趣旨の文書（以下「補正文書」という。）が提出された。

補正文書を受けて建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）では、開示請求書及び補正文書の記載内容から、本件申立文書を特定し、本件処分を行った。

- (2) これに対し申立人は異議申立書で、開示を求めた文書は開示されず、全く無関係な文書のみが開示されたと主張しているが、本件請求及び補正文書の記載内容から、違反对策課が日常の是正指導業務において、擁壁の高さを測定する際に参考として用いている本件申立文書を特定して開示したものであり、本件請求の趣旨との齟齬はない。

- (3) 実施機関における取扱いとしては、「擁壁下の地盤面から擁壁天端までの垂直距離」を擁壁の高さとしている。また、擁壁に係る事務は、建築基準法（昭和25年法

律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づき行っており、その他条例、規則、マニュアル等での規定はない。

さらに、擁壁に係る事務を取り扱う建築局内の他の部署にも照会したが、本件申立文書のほかに擁壁の高さの測定に関する基準等は存在しないことから、本件請求に対する本件申立文書の特定は適切である。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 全く無関係な文書のみが開示された。申立人の求める文書の開示を改めて求める。存在しないのならば、非開示決定を求める。
- (3) 処分理由説明書の実施機関における取扱い「擁壁下の地盤面から擁壁天端までの垂直距離」を擁壁の高さにしているとの記載は、「建築基準法上の工作物としての擁壁の高さの測定について」に係る説明である。即ち、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。)ではなく、建築基準法における擁壁に関する記述である。よって、実施機関が説明する取扱いの根拠となる何らかの文書が存在するはずである。
- (4) 申立人は「求める文書は建築基準法におけるきまり」であることを、開示請求書及び補正文書に明示している。本件申立文書は、宅造法に関する規則集であり、擁壁の設計図が延々と図示されるのみであり、高さを測る場合の規則は示されていない。
- (5) 実施機関は、申立人の異議申立ての趣旨が正しいことを認めており、これに関し、文書不存在による非開示の決定通知を出すこと及び宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「宅造法施行令」という。)第1条の5を開示することの2つの対応を考えた。  
しかし、後の説明では、宅造法施行令は出版物だから正式には出せない、また、文書不存在による非開示の決定は申立人に不利益なものであるとの理由で出せないとのことであった。
- (6) 実施機関の担当者がその後も本件請求に該当する文書がないか探したこと、申立てを認めて宅造法施行令第1条の5を開示するとの発言があったことは、実施機関の努力である。しかし、申立人が本件請求で求めていた建築基準法による文書では

ない。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る業務について

違反对策課では、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅造法等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、建築局指導部宅地企画課（以下「宅地企画課」という。）が作成・発行した宅地造成の手引（平成23年4月版）のうち、表題及び第5編資料集である。第5編資料集は、間知石又は間知ブロック練積み造擁壁及び鉄筋コンクリート造擁壁について、擁壁の高さごとに構造を図で示したものである。

### (3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、違反对策課の是正指導業務における擁壁の高さの測定に当たり、宅造法に係る擁壁の基準等について解説をした本件申立文書を参考に行う場合があるとして、これを特定し、本件処分を行ったと説明している。これに対し、申立人は、本件申立文書は申立人が請求している行政文書には該当しないため、本件処分を取り消し、改めて申立人が求める文書を開示し、又は、存在しなければ非開示の決定を行うよう求めると主張している。

イ 開示請求書には、請求先として「横浜市長殿違反对策課」と記載され、開示請求に係る行政文書の名称又は内容として「横浜市における擁壁（建築基準法による工作物として）の高さを測定する場合の規則（条例・取扱基準等も含む）の全ての文書」と記載されている。また、申立人は、補正文書を実施機関あてに送付している。補正文書には、違反对策課が日常の業務の中で用いている基準（高さの測り方について）を知りたいので、他課と相談する必要はなく、職務上作成取得している文書を求めている（建築基準法ではどうなっているのか知りたい）等、記載されている。

ウ 事務局をして実施機関に確認したところ、申立人が求める行政文書を特定するため、違反对策課が中心となって、建築局内において当該案件を所掌すると想定された、建築局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）及び宅地審査部宅地審査課（以下「宅地審査課」という。）並びに法令等の解釈について確認するため宅地企画課も交えて協議を行い、各課における擁壁の確認、検査等

において使用している文書について確認した上で、宅造法施行令を基に作成した本件申立文書を特定して、本件処分を行ったとのことであった。

また、本件異議申立てを受け、実施機関は申立人に対し、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）をもって建築局各課の所掌業務のほか、違反対策課は建築審査課、宅地審査課等から報告のあった違反案件に対し是正指導等を行う課であり、通常は擁壁の測量・測定といった調査業務を行っていないこと、ただし、是正工事が行われた後の検査・確認業務の中で、当該調査業務が発生する場合には、本件申立文書を使用することがあることを説明したとのことであった。

さらに、実施機関は、擁壁の高さの基準として宅造法施行令第1条第5項の規定「擁壁の前面の上端と下端・・・とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。」を申立人に対して示している。これは本件申立文書の構造図と同様の内容であるが、参考として、申立人に示して説明したとのことであった。

エ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

本件請求に対し、実施機関は、建築基準法には擁壁の高さの計測方法を明記した規定はないとした上で、本件請求に係る文書は存在しないとする非開示決定は行わず、実施機関が日常業務の中で擁壁の高さを測る際に用いることがあるものとして本件申立文書を特定し、本件処分を行ったことが認められる。このことについて当審査会は、特段不合理であるとはいえないと判断した。

また、申立人は「求める文書は建築基準法におけるきまり」であると主張するが、擁壁の高さの測り方については、建築基準法及び建築基準法施行令には明記されておらず、このほかに、建築基準法における擁壁の高さの測定方法を明記した文書等の存在を推認させる事情は認められない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定して開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年2月29日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年3月16日 (第135回第三部会) 平成24年3月22日 (第203回第一部会) 平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・諮問の報告
平成24年4月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年7月10日 (第217回第二部会)	・審議
平成24年7月24日 (第218回第二部会)	・審議
平成24年9月11日 (第220回第二部会)	・審議
平成24年10月1日 (第221回第二部会)	・審議
平成24年10月12日 (第222回第二部会)	・審議